

札幌市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

〔平成 5 年 3 月 29 日〕
環 境 局 長 決 裁

改正 平成 6 年 3 月 30 日
改正 平成 9 年 3 月 21 日
改正 平成 9 年 4 月 14 日
改正 平成 10 年 5 月 7 日
改正 平成 18 年 5 月 18 日
改正 平成 19 年 7 月 2 日
改正 平成 21 年 3 月 18 日
改正 平成 29 年 12 月 12 日
改正 令和 2 年 6 月 29 日
改正 令和 3 年 3 月 29 日
改正 令和 5 年 3 月 30 日
改正 令和 6 年 3 月 29 日
改正 令和 7 年 3 月 27 日
改正 令和 8 年 3 月 30 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、家庭用合併処理浄化槽の設置を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、札幌市が交付する合併処理浄化槽設置整備事業等の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率 90%以上、放流水の BOD20 mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (4) くみ取り槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で、定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。
- (5) 転換 単独処理浄化槽又はくみ取り槽を合併処理浄化槽に入れ替えることをいう。
- (6) 補助対象地域 札幌市域のうち、下水道法（昭和 33 年法律第 79 条）第 4 条により定められた事業計画区域を除く地域をいう。
- (7) 専用住宅 主に居住を目的とした住宅で、店舗等を併設した住宅（非住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の 2 分の 1 未満）も含む。

- (8) 札幌市浄化槽長寿命化計画 浄化槽長寿命化計画策定ガイドライン第2版（令和4年4月 環境省作成）に基づき策定された、札幌市における個人設置型浄化槽の長寿命化に向けた改築等の取り組みをまとめた計画。
- (9) 改築 札幌市浄化槽長寿命化計画に基づく、個人設置型浄化槽の長寿命化のための対策工事等で、令和7年8月19日付け環循適発第2508191号通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」内の、別表3-1の既設の浄化槽の改築に定めのあるもの。

（補助金交付の要件）

第3条 市長は、補助対象地域内において合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、次の各号に掲げる要件を満たす場合において、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 専用住宅から排出される汚水を処理するために設置する浄化槽であること。
 - (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項表中の規定に基づく処理対象人員が10人以下で、対象の浄化槽の規模が10人槽以下であること。
 - (3) 「合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領」（平成4年12月1日施行）に基づく全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録浄化槽であること。
 - (4) 合併処理浄化槽設置後に、浄化槽法第10条に基づく保守点検及び清掃を継続的に実施すること。
 - (5) 合併処理浄化槽設置後に、浄化槽法第7条及び11条に基づく水質検査を継続的に受検すること。
 - (6) 原則として、申請者自らが居住又は居住しようとする専用住宅に設置する浄化槽であること。
 - (7) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けて、合併処理浄化槽を設置すること。
- 2 市長は、補助対象地域内において札幌市浄化槽長寿命化計画に基づく合併処理浄化槽を改築しようとする者に対して、前項第1号及び第2号並びに次の各号に掲げる要件を満たす場合において、予算の範囲内で補助金を交付する。
- (1) 浄化槽法第10条に基づく保守点検及び清掃を継続的に実施しており、かつ、今後とも継続して実施すること。
 - (2) 浄化槽法第11条に基づく水質検査を継続的に受検しており、かつ、今後も継続して受検すること。
 - (3) 原則として、申請者自らが居住する専用住宅に設置されている浄化槽に対する改築であること。
 - (4) 改築する部位について、札幌市浄化槽長寿命化計画に定める年数を経過していること。
 - (5) 市が行う改築実績に関する調査に回答していること。ただし、他の方法により改築実績を示すことができる場合は、この限りではない。
 - (6) 事後保全的な改築を実施する場合は、その必要性を把握してから速やかに対策を実施しようとしていること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付

しない。

- (1) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (2) 事業の目的で合併処理浄化槽付き専用住宅を建築する者
- (3) 浄化槽法に違反している者
- (4) 建築基準法、都市計画法その他関係法令に違反している者
- (5) 合併処理浄化槽の更新工事をしようとしている者
- (6) その他当該事業の目的の達成に関し、支障があると市長が認める者

(補助金額)

第4条 前条第1項に基づき交付する補助金（以下、「設置に係る補助金」という。）の額は、別表1の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第2欄に定める額とする。

- 2 前条第2項に基づき交付する補助金（以下、「改築等に係る補助金」という。）の額は、別表2の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第2欄に定める額とする。
- 3 補助対象となる額が補助金額に満たない場合は、その満たない額に相当する分を補助金額から減ずる。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 4 補助対象となる額に、消費税及び地方消費税の額は含まない。

(補助金交付申請)

第5条 設置に係る補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ設置補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の案内図
 - (2) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書及び浄化槽の維持管理に係る費用負担について賃貸人と協議した結果書
 - (3) 工事請負契約書案の写し。ただし、設置された浄化槽に係る浄化槽法第7条に規定する水質検査の結果、設置工事について改善の指摘を受けた場合であって、それが施工業者の責に帰すべき事由によるときは、施工業者がその設置工事の追完請求等に応じる責任を負うことが明記されている契約書であること。
 - (4) 浄化槽工事費見積書（内訳）（第2号様式）
 - (5) 登録証写し（合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領に基づくもの）
 - (6) 登録浄化槽管理票（C票）
 - (7) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の設置状況を確認できる書類（転換の場合に限る）
 - (8) 合併処理浄化槽設置後に、浄化槽法第10条に基づく保守点検及び清掃並びに浄化槽法第7条及び11条に基づく水質に関する検査の実施に係る誓約書（第3号様式）
 - (9) その他、市長が必要と認める書類
- 2 改築等に係る補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ改築補助金交付申請書（第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 改築を行う予定箇所に係る見積書
- (2) 浄化槽保守点検業者と締結した保守点検に係る契約書の写し
- (3) 浄化槽清掃業者と締結した清掃に係る契約書の写し
- (4) 浄化槽法第 10 条に基づく保守点検及び清掃並びに浄化槽法第 11 条に基づく水質検査の実施に係る誓約書（第 5 号様式）
- (5) その他、市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知書類）

第 6 条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第 6 号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（第 7 号様式）によりそれぞれ通知する。

（補助金申請事項の変更等）

第 7 条 前条第 2 項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の補助金交付決定通知を受けたのちに、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止しようとするときは、事前に補助金交付申請事項変更等届（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出の提出があったときは、必要に応じて補助金交付決定事項変更通知書（第 9 号様式）または補助金交付決定取消通知書（第 15 号様式）により補助対象者に通知する。
- 3 補助対象者は、設置工事が予定の期間内に完了しない場合又は設置工事の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（完了報告）

第 8 条 設置に係る補助対象者は、設置工事完了後 1 か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日（3 月 31 日）のいずれか早い日までに、設置工事完了報告書（第 10 号様式）に次の書類を添付して市長に提出し、その確認を受けなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書（第 11 号様式）
- (3) 施工状況確認表（第 12 号様式）
- (4) 浄化槽工事費実績書（内訳）（第 13 号様式）
- (5) 施工中の写真
 - ア 浄化槽設備士が実地で監督していることを証する写真
 - イ 基礎工事の状況を示す写真
 - ウ 据付工事の状況を示す写真
 - エ かさ上げの状況を示す写真
 - オ 浄化槽本体（型式のわかる）の写真

カ 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去状況を示す写真（転換の場合に限る）

- (6) 当該工事に係る工事請負契約書の写し
 - (7) 浄化槽設置業者が発行する、浄化槽の管理者が負担した金額が確認できる領収書の原本で、第 13 号様式と整合性が取れているもの
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 改築等に係る補助対象者は、改築完了後 1 か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日（3 月 31 日）のいずれか早い日までに、改築完了報告書（第 14 号様式）に次の書類を添付して市長に提出し、その確認を受けなければならない。
- (1) 業者が改築工事を実施した場合は、当該業者が作成した工事内容が分かる報告書の写し
 - (2) 補助対象者自ら改築工事を実施した場合は、自ら作成した工事内容が分かる報告書及び工事内容が適切であることを示す書類
 - (3) 改築工事前後の状況を撮影した写真
 - (4) 改築工事に係る領収書の原本
 - (5) 振込先通帳の写し。ただし、原則として補助対象者の名義であること。
 - (6) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）

- 第 9 条 市長は、前条の規定により提出された完了報告書を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第 15 号様式）により速やかに補助対象者に通知する。
- 2 市長は、前項の規定による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

第 10 条 削除

（補助金交付の取消）

- 第 11 条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付決定を取り消すことができる。
- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (3) 第 3 条の要件を満たせなかったとき
 - (4) その他この要綱の規定又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき
- 2 市長は、補助金の交付決定を取り消すことを決定した場合は、補助金交付決定取消通知書（第 16 号様式）により、速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の返還）

- 第 12 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

(工事状況の現場確認)

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置又は改築の状況を施工の現場において確認することができる。

(その他)

第14条 この補助金の交付に必要な事項については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるもののほか、清掃事業担当部長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月30日）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月14日）

この要綱は、平成9年4月14日から施行する。

附 則（平成10年5月7日）

この要綱は、平成10年5月7日から施行する。

附 則（平成18年5月18日）

この要綱は、平成18年5月18日から施行する。

附 則（平成19年7月2日）

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

附 則（平成21年3月18日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月12日）

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附 則（令和2年6月29日）

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

附 則（令和3年3月29日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

1 対象事業費	2 限 度 額	3 備考
(1) 合併処理浄化槽の 設置に要する費用	ア 5人槽 826,000 円 イ 6～7人槽 1,076,000 円 ウ 8～10人槽 1,192,000 円	浄化槽本体(付帯設備を含む)費用、設置及び配管(当該浄化槽への排水導入及び処理水放流に係るものであって、建築物の外部で敷地内の範囲のもの)工事に要する費用
(2) 単独処理浄化槽の 撤去に要する費用	150,000 円	転換による単独処理浄化槽の撤去に要する費用
(3) くみ取り槽の撤去 に要する費用	120,000 円	転換によるくみ取り槽の撤去に要する費用
(4) 宅内配管工事に要 する費用	330,000 円	転換による宅内配管(当該浄化槽への排水導入にかかるものであって、建築物の内部のもの)工事に要する費用 浄化槽流入のために必要なポンプに要する費用

別表 2

1 対象事業費	2 限 度 額
(1) ブロワの交換に要する費用	21,000 円
(2) 水中ポンプの交換に要する費用	54,000 円
(3) マンホールの交換（樹脂）に要する費用	14,000 円
(4) マンホールの交換（鉄製）に要する費用	60,000 円
(5) 躯体・仕切板の補修に要する費用	61,000 円
(6) 担体（ろ材又は接触材の受け・押さえ含む）の補充補修に要する費用	34,000 円

(第1号様式)

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
電話番号

設 置 補 助 金 交 付 申 請 書

年度において、合併処理浄化槽を設置したいので、札幌市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置場所の地名地番			
2 浄化槽の形式	名称	認定番号	
3 浄化槽の人数	人槽		
4 交付申請額	金 円		
	内訳	(1) 合併設置	円
		(2) 単独撤去	円
		(3) くみ取り撤去	円
		(4) 宅内配管	円
5 住宅等の所有者	(1) 本人 (2) 共有 (人) (3) その他		
6 住宅の種類	(1) 専用住宅		
	(2) 店舗等併用住宅		
	(居住部分の床面積 m ²) (延べ床面積 m ²)		
7 着工予定年月日	年 月 日		
8 工事完了予定年月日	年 月 日		
9 誓約事項	☐ 要綱、その他関係法令に違反していないこと ☐ 浄化槽を設置する建築物は自己所有である又は賃貸人に浄化槽の設置について承諾を得ていること ☐ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員及び第7条第1項に規定する暴力団関係事業者のいずれにも該当しないこと ☐ 市税（市民税、固定資産税等）の滞納がないこと ☐ 上記事項について市が官公庁等に照会し確認することに同意すること *誓約できる場合は、□にレ点を入れること		

(注意1) 5欄、6欄は、該当する事項を○で囲むこと。

(注意2) 本様式の内容を記載した任意の文書により代えることができる。

(第2号様式)

浄化槽工事費見積書（内訳）

工 種		形状寸法	単位	単 価	数量	金 額	備 考
補助対象事業	本体（付帯設備含む）	人槽	式				付帯設備とは送風機、ポンプ等、最低限の機器類をいう
	設 置		〃				
	掘削工		〃				
	基本工		〃				
	据え付け		〃				
	水張り・埋戻し		〃				
	管の接続工		〃				
	機器の据付け		〃				
	配 管		〃				
	塩ビ管布設工	VP-VU（ Φ）深 m	m				
	トレンチ排水工		〃				
	設置・配管小計						
	撤 去		式				
	槽撤去		〃				
	配管撤去		〃				
	撤去小計						
	宅内配管		〃				
	（小 計）						
補助対象以外							
	（小 計）						
（純工事費小計）							
諸 経 費			式		1		
工事費（税抜き）							
消費税及び地方消費税		（ %）	式		1		
工事費（合計）							

申請者確認	見積業者
年 月 日	年 月 日
住 所	住 所
氏 名	氏 名
	(法人にあつては主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)
	担当者 (役職及び氏名)
	電 話 ()

(第3号様式)

年(年) 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
氏 名
電話番号

設 置 補 助 に 係 る 誓 約 書

札幌市合併処理浄化槽設置整備事業補助金を申請するにあたって、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 合併処理浄化槽設置後は、浄化槽法第10条に基づく保守点検及び清掃を毎年継続して実施すること。
- 2 合併処理浄化槽設置後は、浄化槽法第7条に基づく水質検査を実施すること及び法第11条に基づく水質検査を毎年継続的に受検すること。
- 3 上記1又は2の事項を守ることができなかった場合であって、かつ当該申請に係る補助金の返還命令があった場合は、これに速やかに応じること。
- 4 その他札幌市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に定めのある事項に反した場合であって、かつ当該申請に係る補助金の返還命令があった場合は、これに速やかに応じること。

(第4号様式)

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
電話番号

改 築 補 助 金 交 付 申 請 書

年度において、合併処理浄化槽長寿命化のための改築等工事をしたいので、札幌市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置場所の住所	札幌市 区
2 改築等工事の種類 (該当するものに丸印を付ける)	ブロワの交換 / 水中ポンプの交換 / マンホールの交換 (樹脂) / マンホールの交換 (鉄製) 躯体・仕切板の補修 / 担体 (ろ材又は接触材の受け・ 押さえ含む) の補充補修 / その他事項
3 改築等工事見積額	金 円 (内消費税額 円)
4 交付申請額	金 円
5 住宅等の所有者	(1) 本人 (2) 共有 (人) (3) その他 ()
6 住宅の種類	(1) 専用住宅
	(2) 店舗等併用住宅 (居住部分の床面積 m ²) (延べ床面積 m ²)
7 工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
8 誓約事項 *誓約できる場合は、□ にレ点を入れること	☐ 要綱、その他関係法令に違反していないこと ☐ 申請者及び同居人が、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員及び第7条第1項に規定する暴力団関係事業者のいずれにも該当しないこと ☐ 市税 (市民税、固定資産税等) の滞納がないこと ☐ 上記事項について市が官公庁等に照会し確認することに同意すること ☐ 年度内に改築等工事を完了させ、完了報告書を提出し、市長の確認を受けること
9 添付書類	見積書、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者と締結した保守点検及び清掃に係る契約書の写し、誓約書 (第5号様式)

(注意1) 2、5欄は、該当する事項を○で囲むこと。

(注意2) 本様式の内容を記載した任意の文書により代えることができる。

(第5号様式)

年(年) 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
氏 名
電話番号

改 築 等 補 助 に 係 る 誓 約 書

合併処理浄化槽長寿命化のための改築等工事に係る補助申請をするにあたって、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 長寿命化のための改築等工事後は、浄化槽法第10条に基づく保守点検及び清掃を毎年継続して実施すること。
- 2 長寿命化のための改築等工事後は、浄化槽法第11条に基づく水質検査を毎年継続的に受検すること。
- 3 上記1又は2の事項を守ることができなかった場合であって、かつ当該申請に係る補助金の返還命令があった場合は、これに速やかに応じること。
- 4 その他札幌市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に定めのある事項に反した場合であって、かつ当該申請に係る補助金の返還命令があった場合は、これに速やかに応じること。

(第6号様式)

札幌事第 号
年(年) 月 日

補助金交付決定通知書

様

札幌市長
(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽に係る補助金の交付について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付金額 金 円

2 交付条件等

(1) 補助対象者は、年 月 日までに申請内容のとおり工事を完了しなければならない。

(2) 補助対象者は、補助金交付申請の内容を変更しようとする場合、もしくは中止しようとする場合は、第8号様式(補助金申請事項変更等届)によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助対象者は、浄化槽の工事後に、浄化槽法に基づく水質検査及び保守点検及び清掃を継続的に実施すること。

3 状況報告

補助対象者は、工事の遂行状況に関し、市長の要求があったときには、書面により、直ちに報告しなければならない。

4 完了報告

補助対象者は、補助金に係る工事完了後1か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日(3月31日)のいずれか早い日までに、完了報告書を提出しなければならない。

5 補助金の確定等

市長は、前記4の規定により提出された完了報告書を審査し、その結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。

6 補助金の交付等

補助金は、前記5の規定による補助金の額の確定後、速やかにその金額を交付する。

7 その他

補助対象者は、設置工事が予定の期間内に完了しない場合又は設置工事の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(第7号様式)

札幌事第 号
年(年) 月 日

補助金不交付通知書

様

札幌市長
(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽に係る補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

(理由)

(第8号様式)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
補助金交付対象者 氏 名
電話番号

補 助 金 申 請 事 項 変 更 等 届

年 月 日付け、第 号で補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽に係る補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、届け出ます。

記

1 届出の内容について

該当する方に丸印を付ける。

(1) 申請事項の中止 (2) 申請事項の変更

2 上記の理由と詳細について

変更の場合は変更前と変更後を記載すること。

理由	
詳細	

※ 本様式に収まらない場合は、別紙により補足すること。

(第9号様式)

札幌事第 号
年(年) 月 日

補助金交付決定事項変更通知書

様

札幌市長
(公印省略)

年 月 日付けで交付決定した合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、
下記のとおり変更したので通知します。

記

1 交付金額 金 円

2 交付条件等

(1) 補助対象者は、年 月 日までに申請内容のとおり設置工事を完了しなければならない。

(2) 補助対象者は、補助金交付申請の内容を変更しようとする場合、もしくは中止しようとする場合は、第8号様式(補助金申請事項変更等届)によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助対象者は、浄化槽の工事後に、浄化槽法に基づく水質検査及び保守点検及び清掃を継続的に実施すること。

3 状況報告

補助対象者は、設置工事の遂行状況に関し市長の要求があったときには、書面により直ちに報告しなければならない。

4 完了報告

補助対象者は、補助金に係る設置工事完了後1か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日(3月31日)のいずれか早い日までに、完了報告書を提出しなければならない。

5 補助金の確定等

市長は、前記4の規定により提出された完了報告書を審査し、設置工事の結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。

6 補助金の交付等

補助金は、前記5の規定による補助金の額の確定後、速やかにその金額を交付する。

7 その他

補助対象者は、工事が予定の期間内に完了しない場合又は工事の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(第 10 号様式)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
補助対象者 氏 名
連絡先

設 置 工 事 完 了 報 告 書

年 月 日付け、第 号で補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽
設置工事が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1	補助金交付決定額	金 円	
2	工事完了年月日	年 月 日	
3	補助金額	金 円	
		内訳	(1) 合併設置 円
			(2) 単独撤去 円
			(3) くみ取り撤去 円
			(4) 宅内配管 円
4	補助金振込先	(1) 金融機関名	(金融機関名) (本・支店名)
		(2) 預金種目	普 通 当 座 その他 ()
		(3) 口座番号	
		(フリガナ)	
		(4) 口座名義人	※原則、補助対象者と同一

- (添付書類) ・浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ・浄化槽法定検査依頼書 (第 11 号様式)
 - ・施工状況確認表 (第 12 号様式)
 - ・浄化槽工事費実績書 (内訳) (第 13 号様式)
 - ・施工中の写真 (浄化槽設備士の実地監督状況、基礎工事・据付工事・かさ上げの状況、浄化槽本体の型式、既存槽の撤去状況 (転換の場合))
 - ・工事請負契約書の写し
 - ・振込先通帳の写し
 - ・浄化槽設置業者が廃棄した単独槽又はくみ取り槽に係る産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の写し (転換の場合)
 - ・浄化槽設置業者が発行する、浄化槽の管理者が負担した金額が確認できる領収書の原本で、第 13 号様式と整合性が取れているもの

(第 11 号様式)

年 月 日

北海道浄化槽協会長 様

浄化槽管理者 住 所
氏 名

（ 法人にあっては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 ）

電 話 （ ）

浄 化 槽 法 定 検 査 依 頼 書

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第 7 条の規定による水質に関する調査を依頼します。

浄 化 槽	設置届出年月日	年 月 日
	設 置 場 所	札幌市 区
	規 模	人槽
使 用 開 始 年 月 日		年 月 日
浄化槽施工者の氏名（法人にあ っては、名称及び代表者の氏名）		
浄化槽の 保守点検	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	
	登 録 番 号	第 号
浄化槽の 清 掃	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	
	許 可 番 号	第 号

施 工 状 況 確 認 表

以下の項目を確認し、問題なければ「欄」にレ点を記入すること。

補助対象者

設置場所

区

検 査 項 目	チェックポイント	欄
1. 流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物や汚水の停滞がないか	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ 逆流のおそれはないか	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか	
	雨水や工場排水等が流入していないか	
4. 柵の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適 切な柵が設置されているか	
5. 流入管渠、放流管渠及び空気 配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形破損のおそれはない か	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行う ことができるか	
7. 浄化槽本体の上部及びその周 辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置され ていないか	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれて いないか	
	コンクリートスラブが打たれているか	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか	
9. 浄化槽の水平の状況	水平に保たれているか	
10. 接触材等の変形、破損、固定 の状況	嫌気性ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接 触材に変形や破損はないか	
	しっかり固定されているか	
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥 移送装置の変形、破損、固定 及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか	
	しっかり固定されているか	
	空気の出方や水流に片寄りはないか	
12. 消毒設備の変形、破損及び固定	消毒設備に変形や破損はないか	

の状況	しっかり固定されているか	
	薬剤筒は傾いていないか	
13. ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼動状況（ポンプ設備がある場合のみ）	ポンプ柵に変形や破損はないか	
	ポンプ柵に漏水のおそれはないか	
	ポンプが2台以上設置されているか	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか	
	ポンプの固定が十分行われているか	
	ポンプの取外しが可能か	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼動を妨げるおそれはないか	
14. ブロワの設置、稼動状況	防振対策が行われているか	
	固定が十分行われているか	
	アースはなされているか	
	漏電のおそれはないか	
上記のとおり確認したことを証します。 年 月 日 担当浄化槽設備士氏名 _____ 浄化槽設備士免状の交付番号 _____ 連絡先 _____		

(第 13 号様式)

浄化槽工事費実績書（内訳）

工 種		形状寸法	単位	単 価	数量	金 額	備 考
補助対象事業	本体（付帯設備含む）	人槽	式				付帯設備とは送風機、ポンプ等、最低限の機器類をいう
	設 置		〃				
	掘削工		〃				
	基本工		〃				
	据え付け		〃				
	水張り・埋戻し		〃				
	管の接続工		〃				
	機器の据付け		〃				
	配 管		〃				
	塩ビ管布設工	VP-VU（ Φ）深 m	m				
	トレンチ排水工		〃				
	設置・配管小計						
	撤 去		式				
	槽撤去		〃				
	配管撤去		〃				
	撤去小計						
	宅内配管						
	（小 計）						
補助対象以外							
	（小 計）						
（純工事費小計）							
諸 経 費			式		1		
工事費（税抜き）							
消費税及び地方消費税		（ %）	式		1		
工事費（合計）							

申請者確認

年 月 日

住 所
氏 名

工事業者

年 月 日

住 所
氏 名

(法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

担当者 (役職及び氏名)

電 話 ()

(第 14 号様式)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
補助対象者 氏 名
連絡先

改 築 完 了 報 告 書

年 月 日付け、第 号で補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽
の改築が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1	補助金交付決定額	金 円	
2	完了年月日	年 月 日	
3	補助金額	金 円	
		内 訳	(1) プロワの交換 円
			(2) 水中ポンプの交換 円
			(3) マンホールの交換 (樹脂) 円
			(4) マンホールの交換 (鉄製) 円
			(5) 躯体・仕切板の補修 円
			(6) 担体 (ろ材又は接触材の受け・押さえ含む) の補充補修 円
4	補助金振込先	(1) 金融機関名	(金融機関名) (本・支店名)
		(2) 預金種目	普 通 当 座 その他 ()
		(3) 口座番号	
		(フリガナ)	
		(4) 口座名義人	※原則、補助対象者と同一

- (添付書類) ・業者が改築工事を実施した場合は、当該業者が作成した工事内容が分かる報告書の写し
- ・自らが改築工事を実施した場合は、自ら作成した工事内容が分かる報告書及び工事内容が適切であることを示す書類
 - ・交換、補修の前後の写真、担体補充の場合は補充する担体等の写真
 - ・改築工事に係る領収書の原本
 - ・振込先通帳の写し
 - ・その他市長が必要と認める書類

(第 15 号様式)

札幌市第 号
年(年) 月 日

補助金交付額確定通知書

様

札幌市長
(公印省略)

年 月 日付けで報告のあった合併処理浄化槽に係る補助金について、下記
のとおりその額を確定したので通知します。

記

金 円

(第 16 号様式)

札幌事第 号
年(年) 月 日

補 助 金 交 付 決 定 取 消 通 知 書

様

札幌市長
(公印省略)

年 月 日付けで交付決定した合併処理浄化槽に係る補助金については、下記の理由により交付を取り消すことに決定したので通知します。

記

(理由)